

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和5年10月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>予防接種法の規定に基づき、次の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に係る対象者の把握等事務 ・予防接種の接種歴管理事務 ・住民への情報提供及び相談事務 ・健康被害救済の給付に係る事務 ・予防接種の実費徴収に係る事務 ・新型インフルエンザの予防接種に係る事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第五号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2の項</p> <p>【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19の項、115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部 健康増進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 健康福祉部健康増進課	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部健康増進課	事後	
令和1年6月25日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	②所属長 課長 久保川 伸幸	②所属長の役職名 課長	事後	
令和1年6月25日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IV-2 特定個人情報の入手		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-3 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け～		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-3 特定個人情報の使用権限のない者～		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		○委託しない	事後	
令和1年6月25日	IV-5 特定個人情報の提供・移転		○提供・移転しない	事後	
令和1年6月25日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続		○接続しない(入手)、○接続しない(提供)	事後	
令和1年6月25日	IV-7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-8 監査		○自己点検	事後	
令和1年6月25日	IV-9 従業員に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和2年3月23日	公表日	令和1年6月28日	令和2年3月27日	事前	再実施
令和2年3月23日	II-1	平成31年4月1日	令和2年2月29日	事前	再実施
令和2年3月23日	II-2	平成31年4月1日	令和2年2月29日	事前	再実施
令和3年3月22日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 17、18、19の項 ・別表第二省令 第13条	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、115の2項 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項、115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号、第13条の各号	事後	
令和3年3月22日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和3年3月22日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)	十分である	事後	
令和3年3月22日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(提供)	十分である	事後	
令和3年8月26日	I-1. ②	予防接種法の規定に基づき、次の事務を行う。 ・予防接種の実施に係る対象者の把握等事務 ・予防接種の接種履歴管理事務 ・住民への情報提供及び相談事務 ・健康被害の救済に係る事務 ・予防接種の実費徴収に係る事務	左記に以下を追加 ・新型コロナウイルスの予防接種に係る事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のびったりサービスによる電子申請の実施	事後	
令和3年8月26日	I-3.	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項	左記を以下に修正 ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年8月26日	I-4.	【提供】 番号法第19条第7号 【照会】 番号法第19条第7号	【提供】 番号法第19条第6号 【照会】 番号法第19条第6号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月26日	公表日	令和2年3月27日	令和3年9月1日	事前	
令和3年8月26日	I-1. ③	健康管理システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	左記に以下を追加 ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和3年8月26日	IV-5.	提供・移転しない	十分である	事後	
令和3年12月20日	I-1. ②	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のびったりサービスによる電子申請の実施	削除	事前	
令和3年12月20日	I-1. ③	健康管理システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	「サービス検索・電子申請機能」を削除	事後	
令和3年12月20日	I-3.	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年6月1日	I-3.	【提供】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、115の2項	【提供】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、16の3項、115の2項	事前	
令和4年6月1日	II-1.	令和2年2月29日時点	令和4年4月5日時点	事前	
令和4年6月1日	II-2.	令和2年2月29日時点	令和4年4月5日時点	事前	
令和5年10月20日	I-1. ③	・健康被害の救済に係る事務	・健康被害救済の給付に係る事務	事前	
令和5年10月20日	I-4. ②	【提供】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、115の2項 【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19の項、115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号、第13条の各号	【提供】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2の項 【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19の項、115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2の項	事前	